

よくある質問 Q&A

◎共通事項

	質問	回答
1	複数の業種に申請しますが、ひとつの封筒に同封可能ですか？	同封していただいても構いませんが、業種ごとに受付の確認を行いますので、書類は別々に分けてクリアファイルに入れてください。返信用封筒も1つで構いません。
2	納税証明書等は写しでも構いませんか？	写しでも構いません。様式の確認は各種「申請の手続」P2をご参照ください。
3	納税証明は2年分必要ですか？	直近1年分で構いません。
4	支社・支店等に入札・契約の権限を委任する場合、市町村税の滞納のない旨の証明書は、本社(店)が所在する市町村の証明書か、支社・支店等が所在する市町村の証明書、どちらの提出が必要ですか。	支社・支店等が所在する市町村の証明書を提出してください。
5	現在の所在地に事業所を開設したばかりで市民税の課税がありませんが納税証明は必要ですか？	市町村等に提出された、法人設立の届出（受付印のあるもの）の写しを添付してください。
6	納税証明書等の発行日が基準日より前の日付になっていますが有効ですか？	基準日以降のものをご提出ください。
7	登録の確認の方法を教えてください。	登録後、舞鶴市ホームページと市政情報コーナーに一覧を掲載予定です。（4月上旬予定）
8	申請日を過ぎて申請するとどうなりますか？	申請期間を過ぎた申請の受付はできません。申請締切日の消印まで有効です。不備書類の再提出の場合は申請締切後にご提出いただいても受け付けますが受付日が3月31日を過ぎると登録ができません。
9	窓口へ直接持参は可能ですか？	受付は行いますが、原則郵送にて申請してください。

10	ホームページからダウンロードした様式に「社会保険等加入に係る意思表示書」がありますが、全者が提出すべき書類ですか？	建設工事の登録にあたっては、健康保険、年金保険及び雇用保険への加入を要件としていますので、未加入の方についてのみ、本様式をご提出ください。
11	物品役務において、一種類の営業品目で表示することが難しいような品目の場合、どのように申請すべきでしょうか？	該当すると考えられる営業品目すべてに記載していただけます。加えて、他に分類されないものを選択し、具体名を記載することで、伝わりやすくなります。
12	申請書(受付受領書、チェックシート)の業者コードを書く欄は記載する必要はありますか？	記入は必須ではありませんが、継続の方で記入される場合は右詰でお願いします。
13	建設業の許可やコンサル、物品役務の営業に関し法令上必要とする登録の証明書について、登録の更新中の場合はどのようにすべきでしょうか？	建設業許可申請書（管轄土木事務所等の受付押印又は受理証明があるもの）など、更新手続きが進んでいることがわかるものを添付してください。
14	「すべての項目について黒インク又は黒ボールペン（消せるタイプでないこと）で正確に記入してください。」とありますが、継続の場合、業者カードは、赤ボールペンで修正をしたらいいですか？	継続の方につきましては、送り状や業者カード記入要領に記載しているとおり、業者カード等に変更箇所がありましたら、赤ボールペンで修正ください。